○総務省告示第百五十二号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、関連契約、電気通信事業者が基準を定める条件及び申請の様式その他確認措置に関し必要な事項を次のように告示する。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗

1　この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2　施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロの総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。

一　施行規則第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あっせん関係販売契約（同法第三十五条の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たすもの

イ　当該移動端末設備が当該確認措置契約に係る電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備の一端に接続されること。

ロ　当該売買契約の締結が当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件と関連すること。

二　前号の売買契約の締結に伴い締結される個別信用購入あっせん関係受領契約（割賦販売法第三十五条の三の三に規定するものをいう。）その他の契約の代金に相当する額の支払に関する契約

三　当該確認措置契約又は前二号の契約のいずれかの解除に伴いその提供が中止される有償継続役務に関する契約であって、当該確認措置契約の締結に付随して電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたもの

3　施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。

一　法第二十六条

二　法第二十六条の二

4　施行規則第二十二条の二の七第六項の規定により告示する申請書の様式その他認定に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一　施行規則第二十二条の二の七第一項第五号の規定に基づく申請書の様式は、様式第一によること。

二　施行規則第二十二条の二の七第三項の規定に基づく届出書の様式は、様式第二によること。

様式第1（第4項第1号関係）

確認措置に係る電気通信役務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

連絡先　（連絡のとれる電話番号等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の7第1項第5号の確認措置に係る電気通信役務の認定を受けたいので、同条第2項各号の事項を記載した書類を添えて申請します。

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第4項第2号関係）

確認措置に係る電気通信役務変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

連絡先　（連絡のとれる電話番号等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

確認措置に関する事項を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の7第3項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
変更予定年月日		
変更の理由		

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○総務省告示第百五十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の九第二号及び第三号の規定に基づき、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額及び電気通信事業法等の一部の提供に関する契約の締結のために通常要する費用の額を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗